

緊急事態宣言に伴う協力金・支援金 よくあるお問い合わせ

<飲食店向け協力金に関して>

Q1 協力金の支給を受けるには、いつから営業時間短縮及び休業をする必要がありますか？

A1 飲食店向け協力金については、原則、令和3年4月12日から令和3年5月11日までの全期間、営業時間短縮及び休業の要請に応じていただくことが必要です。

Q2 緊急事態措置期間である令和3年4月25日から令和3年5月11日までの協力では協力金が支給されないのですか？

A2 令和3年4月12日から令和3年5月11日までの全期間、要請に応じていただくことが原則ですが、例外として、以下の場合（Q3、Q5）には、緊急事態措置期間である4月25日から5月11日までの全期間のみの協力実施についても申請可能です。

Q3 営業時間はお昼13時までで酒類を提供する定食屋を営んでいますが、4月25日以降、お酒の提供を止めれば協力金の対象となりますか？

A3

- ・ 今回の緊急事態措置では、飲食店等に休業または夜20時までの営業時間の短縮を要請しており、当該要請に応じていただいた方に協力金を支給いたします。
- ・ 営業時間の短縮とは、従前の営業時間が夜20時を超えており、それを夜20時までに短縮していただくことを意味するため、従前の営業時間が13時までの場合は、営業時間短縮の要請対象とはなりません。
- ・ このため、このケースでは休業していただいた場合のみ協力金支給の対象となります。

Q4 酒類を提供する居酒屋です。お酒の提供を終日止めれば、休業でなく夜20時までの営業時間短縮で協力金の対象となると聞きました。お客様によるお酒の持ち込みは「販売」でないため、問題ないという理解でよいでしょうか？

A4 営業時間短縮の要請は、酒類提供・持ち込みを行っていない店舗及びカラオケ設備の提供を行っていない店舗、もしくは取りやめた店舗のみが対象です。このため、酒類の持ち込みが行われている店舗は協力金支給の対象外となります。

Q5 まん延防止等重点措置区域（23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市）以外の地域で、営業時間が21時までの洋食屋を営んでいます。まん延防止等重点措置期間中は21時までの営業時間短縮の要請であったため、要請対象ではなかったのですが、緊急事態宣言を受けて、4月25日以降、夜20時までの営業時間の短縮をしようと考えていますが、協力金の対象となりますか？

A5

- ・ 飲食店向け協力金については、原則、令和3年4月12日から令和3年5月11日までの全期間、営業時間短縮及び休業の要請に応じていただくことが必要です。
- ・ ただし、まん延防止等重点措置区域外において、従前の閉店時間が20時から21時までの店舗のように、今回の緊急事態措置によって新たに要請の対象となった飲食店の方については、協力金の支給対象となります。

Q6 営業時間が夜23時までのカラオケスナックを営業しており、これまで営業時間の短縮要請には応じてきませんでした。緊急事態宣言を受けて、4月25日以降、夜20時までの営業時間の短縮をしようと考えていますが、協力金の対象となりますか？

A6

- ・ 飲食店向け協力金については、原則、令和3年4月12日から令和3年5月11日までの全期間、営業時間短縮及び休業の要請に応じていただくことが必要です。
- ・ 令和3年4月12日から営業時間短縮の要請に応じてこられなかった方については、4月25日以降、夜20時までには営業時間を短縮されても協力金の支給対象とはなりません。

Q7 お酒を提供する飲食店を営業していますが、緊急事態宣言を受けて休業すれば、協力金を受け取ることはできますか？

A7

- ・ 今回の緊急事態措置では、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に休業を要請しているため、休業に応じていただければ協力金の支給対象となります。
 なお、酒類又はカラオケ設備の提供を取り止める場合は夜20時まで営業可能です。この場合、従前の営業時間が夜20時を超えていなければ営業時間の短縮とならないため、協力金の対象となりません。

Q8 酒類の提供を取りやめたことをどのように確認するのですか？

A8 メニューや酒類提供取りやめの告知等の写真を提出していただくことなどによって確認することを予定しています。申請に必要なになりますので、要請期間中に撮影したり、写しをとるなどして、保存しておいてください。

Q9 令和3年4月12日のまん延防止措置期間から営業時間の短縮を行っており、緊急事態措置期間となる4月25日以降は、お酒やカラオケの提供を止めて時短営業を継続するつもりですが、期間中に休業に切り替えた場合、協力金を受け取ることはできますか？

A9 協力金の支給を受けるにあたっては、対象の全期間、要請に応じていただくことが必要です。

今回のケースでは、

- ・ まん延防止等重点措置期間の営業時短縮要請
- ・ 緊急事態措置期間の酒類・カラオケ設備提供なしでの営業時間短縮要請及び休業要請

に全期間通じて継続して協力いただいていることから協力金の対象となります。

Q10 営業時間を短縮し夜20時で飲食店を閉店した後、テイクアウト販売やデリバリーでの営業を続けても協力金の対象になりますか？

A10 テイクアウト販売やデリバリーでの営業は、営業時間短縮要請の対象外であるため、夜20時の閉店後に継続しても問題ありません。ただし、テイクアウト専門店や宅配のみの業態については、まん延防止等重点措置期間及び緊急事態措置期間中も営業時間短縮要請の対象外であるため、要請に協力いただいた方を対象とする本協力金の対象となりません。

Q11 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けたライブハウスを運営しています。お酒とカラオケの提供を終日取り止め、営業時間短縮の要請に協力して夜20時で閉店した後、店舗内で清掃や練習を行っても協力金の対象となりますか？

A11 従業員による店舗の清掃や練習、オンライン配信のための撮影などで店舗に立ち入っても、営業していることには該当しません。必要な要件を満たすことで、協力金の対象となります。ただし、閉店後のオンライン配信に使用する場合であっても同時に複数の演奏者等が集まることを避けるなど、感染拡大の防止を徹底していただくことが必要です。(飲食店以外の施設については取扱いが異なりますのでご注意ください。Q19参照)

＜飲食店以外の施設向け協力金・支援金に関して＞

Q12 全面休業する場合も含め、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していないと、協力金・支援金は支給されませんか？

A12 休業明け後も適切な感染防止対策を継続して実施していただくことが感染拡大防止に必要となるため、全面休業となる店舗でも、協力金・支援金の申請に当たっては、ステッカーの掲示が必要です。

Q13 コロナ対策リーダーの設置が必要ですか？

A13 コロナ対策リーダーは飲食店向けの取組であるため、飲食店以外の協力金・支援金については設置不要です。

Q14 休業要請の対象となる大規模施設で飲食事業を営んでいますが、飲食店向けの協力金と、大規模施設に入っているテナント事業者向けの協力金を重複して受け取れますか？

A14 休業要請の対象となる大規模施設に入るテナント事業者が受け取る協力金は、飲食店向けの協力金の支給を受けていないことが要件となります。そのため、重複して支給を受けることはできません。

Q15 中小事業者であれば、都独自に支援金をもらえると聞きましたが、どのような場合に

受けることができますか？

A15 支援金は、人流の抑制を図るため、休業の協力依頼などを行う中小企業等に対して、都が独自に支給するものです。

具体的には、都の休業の協力依頼に対して休業した施設（1,000m²以下）のほか、無観客開催の要請によって休業せざるを得なくなった施設（面積の要件はなし）が支給対象となります。

なお、本支援金は中小企業や個人事業主等（NPO法人、一般社団法人等を含む）が対象（大企業は対象外）です。

Q16 協力金の申請に当たり、休業したことをどのように確認するのですか？

A16 店頭での臨時休業のお知らせ掲示やホームページ、SNS等での告知など、お客様へご案内した内容が確認できる資料が必要となります。店頭でのお知らせの掲出が分かる写真やSNSのスクリーンショットなど、要請期間中に必ずご用意いただき、申請開始まで保管してください。

Q17 休業要請の対象となっている大規模施設の中に、1,000m²を超えるテナントが入居している場合、このテナントについて、「大規模施設等に対する休業要請協力金」の対象となりますか？

A17 ご指摘のようなケースについて、「大規模施設等に対する休業要請協力金」のうち、①大規模施設の協力金（20万円/日・施設）の対象となるのか、②テナント事業者等の協力金（2万円/日）になるのか、国の見解がわかり次第、お知らせします。

Q18 1,000m²超の大規模施設に入居する保険代理店です。保険代理店としては休業要請の対象外ですが、大規模施設が休館することとなり、やむを得ず休業することになりました。こうした場合、協力金の対象となりますか？

A18 休業要請対象外となっているテナントであっても、このケースにおいては、施設全体が休館し営業ができない場合は支給の対象となります。

Q19 小規模なコンサートホールを運営しています。無観客開催の要請対象施設となっているので、開催予定であったライブを無観客ライブに切り替え、オンラインで配信予定です。要請に協力することで、支援金を受け取れるでしょうか？

A19 無観客開催の要請に応じていただく場合、無観客でも営業を継続できていると解されるため、支援金の対象となりません。無観客開催が困難で、やむなく休業することとなる店舗・施設に限り、必要な要件を満たすことで支援金の対象となります。

Q20 緊急事態措置期間が始まる4月25日に開店しました。休業要請を踏まえ休業することとしましたが、協力金の対象となりますか？

A20 今回の協力金の対象は緊急事態措置が始まる前日の4月24日までに営業を開始して

いる方です。そのため、4月25日に開店された場合は支給の対象となりません。

Q21 毎週日曜日を定休日としている店舗です。定休日の日数分は協力金が減額されるのでしょうか？

A21 都における協力金は、全期間、要請内容に応じていただくことを要件としており、日単位で支給を行うものではありませんので、減額はありませぬ。

Q22 美容室は、協力金の対象ですか？

A22 美容室は、生活必需のサービスであるため、休業要請の対象外です。ただし、大規模施設（1,000㎡超）に入居するテナント・出店者であり、当該施設が休館となったため営業できないなどやむを得ない場合には、「大規模施設等に対する休業要請協力金」のうち、テナント事業者等の協力金（2万円/日）の対象となります。

Q23 自宅でネイルサロンを運営していますが、休業の協力依頼に応じた場合、支援金を受け取れますか？

A23 従前から自宅で事業を行っていたことを証明していただくことが必要です。そのため、都が独自に実施する支援金を受け取るには自宅における営業の実態がわかる書類を提出していただくこととなります。例えば看板や事業に必要な機器の写真などです。

Q24 自宅でパーソナルトレーニングを行っていますが、トレーニングジム（屋内の運動施設）として休業の協力依頼に応じた場合、支援金を受け取れますか？

A24 今回の休業要請・休業の協力依頼の対象である運動施設は、①体育館やスポーツクラブのように一般の利用申込に基づき、不特定多数の方が同時に幅広く利用できる一般的な健康維持・向上のための施設、又は、②柔剣道場のように日常生活に利用しない特別な技能の取得等を目的としつつも、施設管理者等が指導者として指導しない利用を通常認めているもの（利用者側が施設管理者以外の指導者を用意するもの）を指します。

自宅でのパーソナルトレーニングは、通常は、施設管理者である指導者の指導の下で、1～2名といった極めて限られた利用者を対象に施設を利用させるものであり、①には当たらず学習塾等に当たるため、支援金の対象にはなりません。

【参考】

空手道場、ボクシングジム、ダンススタジオなどについても、教室を行うための施設を貸し出すのみで、直接指導に当たらない場合には、運動施設として休業いただくことで協力金又は支援金の対象となります。

一方で、空手、ボクシング、ダンスなど日常生活では利用しない特別な技能を、施設管理者等が指導者として指導するものは、学習塾等に当たり、協力金・支援金の対象外です。

Q25 「休業要請を行う大規模施設に対する協力金」と国の「月次支援金」の両方を受給することはできますか？

A25 「大規模施設に対する協力金」と国の「月次支援金」の併給はできません。国の「月次支援金」については、「地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う協力金の支給対象となっている事業者（休業を要請された大規模施設内のテナントを含む。）は月次支援金の給付対象外」とされています（経済産業省HP）。

Q26 4月25日から5月11日まで、都の協力依頼に応じて店舗を休業しました。国の「月次支援金」（4月分）の申請を予定していますが、「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金（4/25～5/11 実施分）」も受け取ることができますか？

A26 休業の協力依頼に対して協力いただいた期間（4/25～5/11）に関して、国の「月次支援金」（4月分及び5月分）の支給を受けた事業者は「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金（4/25～5/11 実施分）」の支給対象外となりますのでご注意ください。

なお、「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金（4/25～5/11 実施分）」では、全期間、全面的に協力いただいた場合は、1店舗あたり34万円が支給されます。（5/12～5/31 実施分は、1店舗あたり40万円が支給されます。）

一方、国の「月次支援金」及び都独自の上乗せ分である「東京都中小企業等月次支援給付金」については、「その他業種」の法人で50%以上の売上減少の場合、各月の支給上限額は、上乗せ分を含めて1事業者あたり25万円（2か月で50万円）です。

Q27 4月25日から5月11日まで、都の協力依頼に応じて店舗を休業しました。国の「月次支援金」を申請しない場合、「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金（4/25～5/11 実施分）」と「東京都中小企業等月次支援給付金」（4月分及び5月分）は、両方受け取ることができますか？

A27 休業の協力依頼等の期間（4/25～5/11）に関して、「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金（4/25～5/11 実施分）」と「東京都中小企業等月次支援給付金」（4月分及び5月分）の併給はできませんのでご注意ください。

都は、国が「休業要請等を行う大規模施設に対する協力金」の支給対象となっている事業者を「月次支援金」の給付対象外としていること等も踏まえ、「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金」と「東京都中小企業等月次支援給付金」についても、国に準拠し、併給できないこととしております。

Q28 「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金」を受給する場合、国の補助金などで同時に受給できないものはありますか？

A28 休業の協力依頼等の期間に関して、「文化庁 令和2年度第3次補正予算事業 ARTs for the Future！ コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業」、「経済産業省 コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（J-LODlive 補助金）」の支

給を受けた事業者は、「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金」の支給対象外となりますのでご注意ください。

Q29 5月1日から5月31日まで、都の協力依頼に応じて店舗を休業しました。国の「月次支援金」(4月分)の申請を予定していますが、「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金(5/12~5/31実施分)」も受け取ることができますか？

A29 この場合は、国と都の支援金の対象期間が異なるため、国の「月次支援金」(4月分)と「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金(5/12~5/31実施分)」は、どちらも申請が可能です。

なお、国の「月次支援金」(5月分)の支給を受けた事業者は『休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金(5/12~5/31実施分)』の支給対象外となりますのでご注意ください。

Q30 商店街にある1,000㎡以下の店舗です。6月1日から6月20日まで休業した場合、「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金」は受け取ることができますか？

A30 6月は、建物の床面積が合計1,000㎡以下の施設については、休業の協力依頼を行っていないため、休業されても「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金」の支給はありません。

都の支援金は、休業の協力依頼に応じて休業した中小企業等を支援することを目的として構築した都独自の制度です。6月1日から6月20日の緊急事態措置においては、1,000㎡以下の施設に対する営業時間短縮の協力依頼ですので、都支援金の支給はありません。

なお、6月分の国の「月次支援金」及び「東京都中小企業等月次支援給付金」は申請することが可能です。